



■ インサービス検査事業本部

新たな定期報告制度 防火設備が新設されてから半年がたちました

平成 28 年 6 月の建築基準法の改正を受けて防火設備の定期検査が始まりました。これから本格的に検査・報告を実施する建物が増えてくるものと思われませんが、新設された防火設備の定期検査制度をまだ認識していないケースや、消防設備点検と同種ではないかと勘違いされてしまっているケースも多く見られます。今回は、防火設備の定期検査についてポイントをまとめて説明致します。

■ 防火設備定期報告

(1)新設の経緯

平成 25 年 10 月福岡市の診療所で発生した火災事故で、火災時に自動閉鎖するはずの防火扉が正常に作動しなかったため、10 名の死者を出すという大惨事になりました。このような事故を防ぐための再発防止策として、防火設備の点検に関する規定が強化されました。

- 建築基準法で防火設備の設置基準、維持管理が定められているが、専門的な検査基準と資格者の規定が無い
- 建築基準法における定期調査報告の指定対象は、特定行政庁に委ねられていた

上記の 2 点の問題に対し新たな検査基準の導入と、国の検査対象の見直しにより、防火設備が正常に作動するかを確認し、事故を防いでいくこととなりました。これまで特殊建築物定期調査の一環として行われていたものに加え、1 年間隔で防火設備の検査・報告が求められています。

(2)検査資格の新設

検査資格者も新たに設立し、防火設備点検は専門技術を有する資格者に検査を委託しなければならなくなりました。「一級建築士」「二級建築士」、新設された「防火設備検査員」が検査を行うこととなります。(消防設備点検の資格者では検査ができません)

(3)対象施設と検査する設備



| 建築物※1 | 対象用途 | 対象用途の位置・規模※2(いずれかに該当するもの) |
|-------|--|---|
| | 劇場、映画館、演芸場 | ①3階以上の階にあるもの ②客席の床面積が200㎡以上のもの ③主階が1階にないもの ④地階にあるもの |
| | 観覧場(屋外観覧場を除く)、公会堂、集会場 | ①3階以上の階にあるもの ②客席の床面積が200㎡以上のもの ③地階にあるもの |
| | 病院※3、有床診療所※3、旅館、ホテル、就寝用福祉施設(別紙) | ①3階以上の階にあるもの ②2階の床面積が300㎡以上であるもの ③地階にあるもの |
| | 体育館、博物館、美術館、図書館、ポーリング場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場(※いずれも学校に附属するものを除く) | ①3階以上の階にあるもの ②床面積が2,000㎡以上であるもの |
| | 百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店、物品販売業を営む店舗 | ①3階以上の階にあるもの ②2階の床面積が500㎡以上であるもの ③床面積が3,000㎡以上であるもの ④地階にあるもの |

※1: 該当する用途部分が避難階のみにあるものは対象外。 ※2: 該当する用途部分の床面積が、100㎡超のものに限る。 ※3: 病院、有床診療所については、2階の部分に患者の収容施設があるものに限る。

| 防火設備 (随時閉鎖式) | 対象 | 例外 |
|-----------------|---|---|
| | ○上記の建築物の防火設備 ○病院、有床診療所又は就寝用福祉施設※4の防火設備 | ・常時閉鎖式※5の防火設備 ・防火ダンパー ・外壁開口部の防火設備 |

※4: 該当する用途部分の床面積の合計が200㎡以上のもの
※5: 普段は閉鎖された状態となっており、開放してもアクロージャーなどで自動的に閉鎖状態に戻る方式のもの

参考リンク: 東京都防災・建築まちづくりセンター 定期検査報告対象防火設備及び報告時期一覧

<http://www.tokyo-machidukuri.or.jp/doc/tatemono/boukasetsubi/houkokuitiran.pdf>

(4) 防火設備点検と消防設備点検の違い

建築基準法で定められている防火設備点検

[目的]

- 延焼を防止する防火区画の形成
- 火災発生時の安全な避難経路の確保を行う設備が正常作動するかを点検

[検査項目]

- 防火シャッター
- 防火扉
- 耐火クロス
- 防煙スクリーン

消防法で定められている消防設備点検

[目的]

- 警報により火災発生を知らせる
- 消火設備が正常に作動するかを点検

[検査項目]

- 火災報知機
- 室内火災設備
- 消火器

このように目的が違うことにより防火設備点検と消防設備点検の両方を行う必要があります。

■ビューローベリタスの提案

今年の6月から始まった検査のため、不明な点も多く建物管理者様は悩みを抱えることと思いますが、ビューロー



BUSINESS VISION

BUREAU VERITAS JAPAN NEWSLETTER



ーベリタスでは、以下の通りスピーディーで安価な提案を致します。

- 検査の対象エリアは全国対応
- 御見積の依頼をいただいてから即日回答
- 検査対象になります設備数(防火シャッター、防火扉、防火スクリーン、ドレンチャー)の数量をご連絡ください
- 特定建築物・建築設備や消防設備の定期検査とあわせて検査実施が可能
- 価格は安価なキャンペーン価格
- スピーディーな検査により年度内の検査もまだまだ間に合います

ビューローベリタスでは防火設備点検に加え、各種、既存建物の建築基準法12条法定点検・電気保安業務・消防設備点検などの検査業務をトータルにコーディネート、より良い検査のご提案をさせていただきます。

是非、お問い合わせください。

インサービス検査事業本部 丸瀬篤史

より良いビルマネジメントを行いたいとお考えの建物管理者様へ

建築基準法 / 省エネ法 / 消防法の規定に基づく建物・設備の定期報告・点検に全国対応!

電気保安業務にも対応(対象地域拡大中)

フリーダイヤル 0120-719-904 までお気軽にお問い合わせ・ご相談下さい

建物・設備の定期調査ならおまかせ! 専用ウェブサイト ビルレポ.com もご覧下さい

【お問い合わせ】

ビューローベリタスジャパン(株) インサービス検査事業本部

東京新橋事務所 TEL:0120-719-904

ctc_ivs@jp.bureauveritas.com